

意見募集

## 高齢者福祉計画に意見・提言を 介護保険事業計画

### 高齢者が安心して暮らせるまちづくりの指針に

#### 募集期間は1月26日(月)から2月6日(金)(必着)まで

11月29日、きびじアリーナで開かれた高齢者・身体障がい者(児)ふれあいスポーツ大会の輪投げ競技。高齢者福祉計画では、スポーツで体を動かしたり、趣味を楽しんだりして高齢者が元気に過ごせる介護予防事業も盛り込まれている



総社市高齢者福祉計画(第4期介護保険事業計画)の案の全文を1月26日(月)から、市のホームページ、介護保険課窓口、各支所、各出張所で公表します。より良い計画にするため、市民の皆さんから、意見・提案を広く募集(パブリックコメント)します。

平成21年度から平成23年度までの3年間を計画期間とし、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めていくうえでの指針となる計画です。

取組内容として、「高齢者が要介護状態にならないための介護予防事業」、「生まれ育った地域のなかで、安心して暮らしていくための地域ケア体制の整備」、「高齢者が経験・知識を発

揮できるための生きがいと社会参加事業の推進」をはじめ、介護保険制度、在宅サービスや施設サービスの介護保険事業の適正な運営するための施策をまとめていきます。

**募集期間** 1月26日(月)から2月6日(金)まで(必着)

**意見の提出方法** 郵送、フ

アクシミリ、Eメールのいずれかで、住所、氏名、意見(意見の対象となる部分に分かるように、章や節、ページ数も合わせて記入)、連絡先(内容確認のためのもの)を書いて提出

※記入様式は任意。住所、氏名、意見、連絡先の記入は必須です。

※電話、口頭での意見は受け付けません。



※市内に在勤、在学の人も意見を提出できます。その場合は、勤務先か学校名を明記してください。

**意見の取り扱い** 個別の回答はしません。いただいた意見を整理し、市の考え方をホームページなどで公表します。意見の内容以外(住所、氏名など)は公表しません

教育

## 小・中学校などの転入学の基準を緩和

申請先・問い合わせ 学校教育課 ☎083558

市内の小・中学校の転入学の新基準がまとまり、平成21年度から適用されます。

小・中学校は、住んでいる場所により、通う学校が指定されています。今回の新基準は、この指定された学校の変更を認める基準を緩和したものです。

小・中学校の転入学の基準の一部が緩和されました。これまでのものに、指定された学校の変更を認める次の2つの規定が新たに加まりました。

▼地理的に、児童生徒の通学上やむを得ない事情がある場合

※例えば、自宅からの通学距離が指定の学校よりも隣の学校

の方が短いので、そちらへの方を希望する場合など

▼希望する部活動が指定の学校になく、その部活動のある中学校への就学を希望する場合

新しくなった基準表は1月中旬以降、配布されます。平成21年4月に小学校へ入学予定の子どもがいる家庭には、就学通知

に添えて送ります。現在、小・中学校に通っている子どもがいる家庭には、学校から配布します。また、市のホームページや学校教育課でも閲覧できます。

手続きは、市内の転入学の場合「指定学校変更申立書」に、市外の転入学の場合は「区域外就学申請書」に記入・押印し、

必要書類を添付して学校教育課に提出。申立書と申請書の用紙は、学校教育課にあります。新基準の決定にあたっては、パブリックコメントなどを経て、新基準の「就学指定学校変更許可基準」と「区域外就学許可基準」を決定しました。

1月10日(土)

9:30~12:30

プレオープン

天満屋ハピータウンリブ総社店に

つどいの広場

平成21年4月から  
山手保健センター  
きよね夢てらす  
天満屋ハピータウンリブ総社店  
3か所で開設

つどいの広場は、妊婦さんや、0歳からおおむね3歳の親子が交流する場です。

平成21年4月から、つどいの広場を、従来の山手保健センターときよね夢てらすに加え、新たに、天満屋ハピータウンリブ総社店を加えた3会場で実施することが決まりました。

開催日時は、天満屋ハピータウンリブ総社店が、水曜日以外の毎日、午前9時30分から午後4時30分まで、その他は、月曜日から金曜日までの午前9時30分から午後4時までです。

天満屋ハピータウンリブ総社店の会場では、これに先立って、1月10日(土)にプレオープン。3月までの毎週土曜日の午前9時30分から午後0時30分まで実施します。

買い物のついでにのぞいて、親子で楽しいひとときを過ごしてみませんか。

問い合わせ こども課母子保健係 ☎08261